

型式の区分

電気つめ磨き機

要素	区分
(A) 定格電圧	(1) 125V以下のもの
	(2) 125Vを超えるもの
(B) 内刃の動作（電気かみそり及び電気バリカンの場合に限る。）	(1) 回転運動のもの
	(2) 往復運動のもの
(C) 駆動の方式	(1) 電動式のもの
	(2) その他のもの
(D) 電動機の種類	(1) 単相誘導電動機のもの
	(2) 整流子電動機のもの
	(3) その他のもの
(E) 電源スイッチ（機器本体に取り付けられ、操作することによって機器の主機能の動作が可能となるスイッチのことをいい、自動スイッチ及び自動温度調節器を除く。）	(1) あるもの
	(2) ないもの
(F) 変圧器	(1) あるもの
	(2) ないもの
(G) 用途（電気バリカンの場合に限る。）	(1) 一般用のもの
	(2) 家畜用のもの
(H) 電源電線と器体との接続の方式	(1) 直付けのもの
	(2) 接続器利用のもの
(I) 直流電源装置	(1) あるもの
	(2) ないもの
(J) 二重絶縁	(1) 施してあるもの
	(2) 施していないもの

備考：該当する要素記号及び区分番号に 印を付して下さい。

JET91035-1/1-(end)